

木質バイオマス認定事業者セミナー2018 (報告概要)



1. 目的 : 平成24年7月より「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」(FIT 制度) が施行され、本会では林野庁ガイドラインに準拠し「自主行動規範」、「事業者認定実施要領」を定め、「関連組合員」の業務円滑化に対応してきた。事業者認定制度発足から6年が経過し、認定事業者数も県内東部地区を主体に増加傾向にある中、制度運用実務者である認定事業者の責務を再確認し、認定制度の的確な運用を目指す。
2. 開催日 : 平成30年11月28日(水) 14:00~15:30
3. 会場 : ふじさんめっせ 会議室兼小展示場(富士市柳島189-8)
4. 参加者 : 合計42名(内訳: 認定事業者37名、外部講師1名、その他1名、事務局3名)
5. 内容 :

●主催者挨拶 : 静岡県木材協同組合連合会 事務局

平成24年度制度立上げ当時は、認定事業者がいなかったが、東部地域では富士市で(株)王子マテリアのバイオマス発電工場が稼働し始め、認定を取得する事業者が増加した。その後、小山町で小規模施設が稼働し、今後、安倍流域でも小規模バイオマス発電工場の稼働計画がある。現状、実務的に認定制度を活用している事業者とそうでない事業者があり、認識の格差が生じている。今回、前川講師には、ガイドラインの説明ではなく、全国各地の優良事例やQ&A等実務的な例を挙げていただくよう依頼している。身近な運用事例として、今後の制度活用に繋げてほしい。

●講座 : 「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」の適切な運用に向けて
講師 : (一社)日本木質バイオマスエネルギー協会

主任専門調査員 兼 特別研究員 前川洋平 氏

講座内容は以下の3項目だが、FITに対する国民目線が一段と厳しくなっている中、認定事業者はその責務を自覚し、的確に制度運用することが大切であることが再度強調された。

① これまでの取り組み状況の紹介

- ・(一社)日本木質バイオマス協会の沿革等について簡単に説明された。

② ガイドラインの運用に関する指摘・工夫事例

- ・「総務省による行政評価、監視」の結果、「加工・流通段階で伐採届け等確認書類を入手していない」ことが特に多いと報告され、指摘を受けた不適正な事例を基に証明書を発行する際の注意点が説明された。
- ・その他の認定制度と混同することもあり、目的、証明方法が異なることへの認識不足が感じられる認定団体もあることも報告され、適格性の担保が必要であることが説明された。
- ・現地調査での事案を基に、正しい証明方法が概説された。
- ・工夫事例として認定団体、認定事業者、発電事業者、都道府県行政の推奨事例等の説明があった。

③ よくある質問

- ・証明書に最低限記載すべき項目を説明し、納品書を利用した証明書の例としてサンプル様式が提示された。
- ・林野庁Q&Aで非公開のものも含め説明があった。



木質バイオマス認定事業者セミナー2018 (写真集)

